三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字鬼伏字神楽谷六八三〇から六八三六まで、六八二八、六八四〇の子、六八四一から六八四六まで、六八四九から六八五一まで、七〇〇四、字西山六八三七、字小平六八四〇、字大平六八五三から六八五七まで、六八六〇から六八六四まで、六八六五の一、六八六五の二、六八六六から六八六九まで、六八七二から六八七五まで、六八七七から六九一〇まで、六九八七の一(次の図に示す部分に限る。)、六九八七の二、六九八七の六、六九八七の七、六九八七の子(次の図に示す部分に限る。)、六九八七の丑、六九八七の丑の二、六九八七の卯から六九八七の未まで、六九八七の戌、六九九〇、六九九〇の子、六九九〇の丑、六九九一の一、六九九一の二、字石原六九一一、六九一二、六九一四から六九二〇まで、六九二二から六九四〇まで、六九四二の一、六九四五から六九四八まで、六九五〇から六九五六まで、六九五八から六九五五まで、六九六七、六九六八、六九七一、六九七二、六九八〇、六九八九、字中ノ内六九九三の丑

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市折立又新田字堀々沢二五五、二五五の一から二五五の四まで、二五五の七から二五五の一〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市市野江丙四三、丙四四の一、丙八七四、丙八七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町北俣字ヌメリ一〇一四七、一〇一四八、財部町下財部字堂ノ渡六五四二の二、六五四二の四、六五四二の五、六五四三の二、六五四三の三、六五四四の一、六五四四の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町中津川字大迫一一一四の一、一一一六の一一、一一一七、広瀬字園田二八三九の二、二八四四の二、二八四四の六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市勝目町字勝目迫六〇二一の一、六〇二八、六〇二九、六〇四六、六〇五〇、六〇五三、木場茶屋町字小吹八二七八の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市野田町上名字下小川内八〇三〇の一二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市菱刈前目字池平四三五九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備